

阿賀野市条例第 3 2 号

阿賀野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

阿賀野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成
26年阿賀野市条例第46号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業(第42条—第48条)」を

「第5章 事業所内保育事業(第42条—第48条)

第6章 雑則(第49条)

」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類
するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、
抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識するこ
とができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)で行うこ
とが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて当該書
面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認
識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報
処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市家庭的保育事業等の設
備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和3年7月1日から適用す
る。